

2021 協同の あゆみ

第73回
通常総代会資料
令和3年6月24日(木)



ひと・夢 いいね。
 **JAひまわり**



J A 理 念

存在理念

くらしをみつめる

組合員や地域の人々とのつながりを大切に
生涯を通じた快適なくらしを支援する。

基本思想

経営理念

組合員の営農と生活に対して 『最大奉仕』を目指す

事業展開の過程およびその結果において
経済的・文化的・精神的豊かさを創造する。

行動理念

協同の原点に立ち返り 農業とそこに住む人々のかけ橋になる

役職員一人ひとりが“誰のために何のために”
事業活動を行っているかを考え、自己の役割に
責任を持ち、積極的に業務遂行する。

基本
コンセプト

第73回

ひまわり農業協同組合通常総代会

と き：令和3年6月24日（木）

ところ：豊川市文化会館

次 第

1. 開会の辞
2. 組合長あいさつ
3. 議長選任
4. 書記指名
5. 議 事
6. 閉会の辞

総 代 定 数	619 名
現在総代数	名
本 人 出 席	名
書 面 出 席	名
委任状出席	名
合 計	名

第73回通常総代会上程議案

(議決権行使のための総会参考書類)

報告事項 1

令和2年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書
並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

(P.22 ~ 26、P.28~30)

別紙のとおり報告します。

なお、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項に基づき、当組合ホームページ (https://ja-himawari.com/rinen/deta_history/vol73_soudaikai/) に掲載しており、本総会参考書類及び決算関係書類には掲載していません。

決議事項

第1号議案 令和2年度の事業報告及び剰余金処分案について

(P.4 ~ 21、P.27)

令和2年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求めます。

第2号議案 定款の一部変更について

(P.32 ~ 33)

別紙のとおり承認を求めます。

第3号議案 信用事業規程の一部変更について

(P.34)

別紙のとおり承認を求めます。

第4号議案 共済規程の一部変更について

(P.35)

別紙のとおり承認を求めます。

第5号議案 第10次中期総合計画の設定について

別冊のとおり承認を求めます。

第6号議案 令和3年度事業計画の設定について

(P.36 ~ 45)

令和3年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求めます。

第7号議案 Aコープ事業の県域共同出資会社との経営移管の解消について

次のとおり承認を求めます。

Aコープ事業について、愛知県下JAグループが共同出資して設立・運営する県域共同出資会社「(株)エーコープあいち」との経営移管を解消します。

①経営移管を解消する理由

「(株)エーコープあいち」は、競争環境の激化等により経営状況の悪化が続いており、今後の事業環境を踏まえると引き続き経営を維持していくことは困難との判断から解散することとなったため。

②経営移管を解消する日

令和5年3月31日

③経営移管解消店舗

Aコープ中部店・Aコープ小坂井店・産直ひろば御津

第8号議案 Aコープ事業の(株)エーコープ近畿への事業移管について

次のとおり承認を求めます。

Aコープ事業について、JA全農子会社「(株)エーコープ近畿」へ事業移管します。

①(株)エーコープ近畿の概要

- ・設立日 平成17年4月1日
- ・資本金 1億円
- ・事業 Aコープ事業

②事業を移管する日

令和5年4月1日

③事業を移管する目的

「(株)エーコープ近畿」は系統広域会社であり、質の高いサービスの提供および専門性の高い人材による産直事業を含めた効率的な事業運営が可能なため。

④事業移管店舗

Aコープ小坂井店

第9号議案 令和3年度における理事及び監事の報酬額について

次のとおり承認を求めます。

- ①昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和3年度における理事の報酬については総額7,000万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任します。

なお、理事は25名です。

- ②昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、令和3年度における監事の報酬については総額2,000万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任します。

なお、監事は8名(うち員外監事は1名)です。

第10号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求めます。

- ①令和2年産及び令和3年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限
- ②令和2年産及び令和3年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限
- ③豊川市からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議(案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任します。

報告事項2 JAバンク基本方針の一部変更について

(P.46～P.65)

別紙のとおり報告します。

以上のとおり提案します。

令和3年6月24日

ひまわり農業協同組合
代表理事組合長 権田 晃範

第1号議案資料

令和2年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和2年度 事業報告 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の全般的概況

①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

令和元年12月に国外にて発生した新型コロナウイルスは、その後瞬く間に全世界に拡がりをみせ、「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催延期をはじめ、各国の経済活動や市民生活に多大な影響を与え続けています。

世界の各都市ではいまなおロックダウン（都市封鎖）が行われ、人の移動やモノの流通が分断されており、人々の生活様式においてかつてない変化が起きています。

国内においては、7年8か月ぶりに首相が交代するも新型コロナウイルスへの対応に追われ、いまだ経済再生への道筋はついていません。一方、株価は実体経済とは掛け離れて上昇を続け、令和3年2月にはバブル期以来の「日経平均株価3万円超え」となりました。

農業面では、コロナ禍において花きや肉用牛、つまものなどを中心とした業務用需要の著しい低下により、農業経営に大きな影響を与えました。この中で、国は持続化給付金や経営継続補助金、高収益作物次期作支援交付金などの各種支援策を打ち出し、国内農業保護の姿勢を改めて示しました。

このような情勢の中、当JAにおいても従来からの農業生産性向上対策支援事業に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による農産物価格下落に対する緊急支援策を実施するなど、管内農業と組合員のくらしを守るための施策を実施してきました。特に、緊急支援策においては8月以降に実施した追加緊急支援策も含め、延べ563名の農業者に対して総額1,984万円を支援しました。また、第9次中期総合計画の最終年度として、グリーンセンター豊川の整備や新規事業創出プロジェクトへの参画などの施策を力強く進めてきました。

このような取り組みのもと、令和2年度におきましては、販売品販売総取扱高108億円、購買品供給高46億円、貯金残高3,292億円、貸出金652億円、長期共済保有高6,667億円の実績を挙げることができました。

以上の成果を挙げることができましたことは、組合員の皆様方の力を協同活動へ結集していただいた賜物と心から感謝申し上げます。

②事業の経過報告

月 日	名 称	処 理 事 項
4月15日	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅱ（預金、有価証券等の実在性と評価の検証等）
4月20日	代表理事等と監事との定期的 会合	・ （令和元年度）内部統制システムの運用状況確認
4月28日	定例理事会	・ 令和2年度全般統制整備取組一覧表（重要事項・継続事項）の策定について承認 ・ 令和元年度決算及び第9次中期総合計画（事業取扱高・損益計算書）について承認 ・ 第72回通常総代会上程議案について承認 ア. 令和元年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書について イ. 令和元年度の事業報告及び剰余金処分案について ・ とまと集出荷施設の改修整備について承認 ・ 役員賠償責任保険の継続加入について承認 ・ 員外貸出金の承認について承認 ・ 機械化内部店舗（店外ATM）の廃止について承認
5月11日～26日 （うち5日間）	監事監査	・ 令和元年度決算監事監査
5月13日～18日 （うち4日間）	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅱ（外部確認・実証手続等）
5月13日～14日	J A 愛知中央会監査	・ 期末監査（重要な勘定科目の実証手続等）
5月19日	臨時理事会	・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による農産物価格下落に対する緊急支援について承認
5月21日	監事会	・ 令和元年度決算に係る事業報告及び附属明細書の検証 ・ 会計監査人の再任についての協議決定 ・ 常勤理事との意見交換
5月26日	監事会	・ 令和元年度決算監事監査の結果について協議決定 ・ 監査指摘事項について協議決定
5月28日	監事会	・ 令和元年度決算監事監査実施報告書について協議決定 ・ 令和元年度監事監査報告書について協議決定 ・ 会計監査人の監査報告書について確認 ・ 会計監査人の報酬額について協議決定 ・ 監事の選任議案に関する同意

月 日	名 称	処 理 事 項
5月28日	定例理事会	・ 会計監査人の報酬額について承認 ・ 令和元年度決算について承認 ・ 第72回通常総代会上程議案について承認 ・ とまと集出荷施設改修工事価格について承認 ・ 第72回通常総代会の開催場所の変更について承認 ・ 令和2年度特別手当の支給について承認 ・ 理事に対する貸出金の承認について承認 ・ 信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）の一部改定について承認 ・ 令和2年度不良債権処理方針について承認
6月18日	監事会	・ 「JAバンク基本方針に基づく令和元年度の「JAの経営状況に関する事項の報告」「体制整備モニタリング報告」に対する監事の意見書について協議決定
6月24日	監事会	・ 代表監事の選任について協議決定 ・ 常勤監事の選任について協議決定 ・ 特定監事の選任について協議決定 ・ 代表監事が事故又は欠員のときの代理順位について協議決定 ・ 令和2年度監事報酬額について協議決定 ・ 退任監事に対する役員退職慰労金の支給について協議決定
6月24日	定例理事会	・ 常勤役員の定数について承認 ・ 組合長の選任について承認 ・ 専務理事及び常務理事の選任と職務分掌について承認 ・ 組合長事故又は欠員のときの代理順位について承認 ・ 代表理事の選任について承認 ・ 事業所担当理事の選任について承認 ・ 専門委員会委員の構成及び委員長の選任について承認 ・ 令和2年度理事報酬額の決定について承認 ・ 退任理事に対する役員退職慰労金の支給について承認 ・ 監査契約書の締結について承認 ・ 業務報告書について承認 ・ 理事に対する貸出金（条件変更）の承認について承認
7月14日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅰ（経営者とのディスカッション、監事とのコミュニケーション、組合の状況確認等）
7月20日 8月28日・31日 9月2日～4日	愛知県検査	・ 農業協同組合法第94条第4項（全面検査）に基づく常例検査

月 日	名 称	処 理 事 項
7月30日	定例理事会	・ 定款第55条第1項第19号に基づく説明書類（ディスクロージャー誌）について承認 ・ エコフィールド事業の方向性について承認
8月31日	定例理事会	・ 豊川市開発ビル株式会社に対する外部出資金の償却処理について承認 ・ 当組合理事と貸出取引（当座貸越）の契約更新について承認 ・ 新型コロナウイルス 感染拡大の影響による農産物価格下落に対する追加緊急支援について承認
9月7日～11日	みのり監査法人監査	・ 期中監査Ⅰ（ウォークスルー調査、リスク評価手続、IT統制評価等）
9月29日	監事会	・ 令和2年度仮決算監事監査について協議決定
9月29日	定例理事会	・ 令和2年度仮決算基準について承認 ・ 常勤理事の他団体理事等への就任について承認 ・ 総合施設整備計画検討委員会の設置について承認
9月30日	監事監査	・ 令和2年度仮決算 現金・棚卸資産等の実在性と評価の妥当性の検証
10月6日	J A 愛知中央会監査	・ 期中監査予備調査
10月7日	J A 愛知中央会監査	・ 監事との意見交換
10月8日	監事会	・ 遊休固定資産及びJ A施設の現地確認
10月13日～23日 （うち5日間）	監事監査	・ 令和2年度仮決算監事監査
10月23日	監事会	・ 令和2年度仮決算監事監査の結果について（事前協議） ・ 令和2年度仮決算監事監査実施報告書について（事前協議） ・ 常勤理事との意見交換
10月28日	代表理事等と監事との定期的 会合	・ 内部統制システムの運用状況確認
10月28日	J A 愛知中央会監査	・ 経営動向調査（経営動向の把握及び仮決算処理の妥当性の検証）
10月29日	監事会	・ 令和2年度仮決算監事監査の結果について協議決定 ・ 令和2年度仮決算監事監査実施報告書について協議決定

月 日	名 称	処 理 事 項
10月29日	定例理事会	・グリーンセンター豊川の整備計画について承認 ・理事に対する貸出金の承認について承認
11月10日～13日	J A 愛知中央会監査	・期中監査（業務リスク監査等）
11月30日	定例理事会	・令和2年度不良債権処理方針について承認 ・グリーンセンター豊川の改修業者選定について承認 ・組合員の出資口数の減少について承認 ・理事に対する貸出金の承認について承認 ・米の販売方法の変更について承認
12月7日	臨時理事会	・愛知御津駅周辺まちづくり整備事業にかかる土地について承認
12月14日・15日	みのり監査法人監査	・期中監査Ⅱ（内部統制整備状況の確認）
12月29日	定例理事会	・グリーンセンター豊川改修業者決定について承認 ・第9次中期総合計画・総合施設整備計画の変更について承認 ・支店等の生産購買窓口集約について承認 ・農機センターの集約について承認
1月25日～27日	みのり監査法人監査	・期中監査Ⅱ（内部統制運用評価手続の確認）
1月29日	定例理事会	・期中改善指示書に対する改善措置回答書について承認 ・第73回ひまわり農業協同組合通常総代会の開催について承認 ・令和4年度職員採用計画について承認 ・貸出金の承認について承認 ・信用事業における顧客から徴収する手数料規程の一部改定について承認
2月25日	定例理事会	・第10次中期総合計画（令和3年度～令和5年度）具体的方策・総合施設整備計画について承認 ・介護休業規程の一部改定について承認 ・育児休業等に関する規程の一部改定について承認 ・ハラスメント防止規程の一部改定について承認 ・令和3年度の余裕金運用について承認 ・貸出金の承認について承認
3月9日	監事会	・令和2年度決算監事監査実施要領について協議決定 ・令和3年度監事監査方針・監査計画について協議決定
3月11日・12日	みのり監査法人監査	・期中監査Ⅲ（資産自己査定に係る監査）

月 日	名 称	処 理 事 項
3月11日・12日	J A 愛知中央会監査	・ 資産自己査定の妥当性の検証、内部監査の品質評価の外部評価等
3月29日	監事会	・ 令和2年度決算監事監査について協議決定
3月29日	定例理事会	・ 令和3年度内部監査計画書について承認 ・ 利益相反管理規程の改定について承認 ・ 第10次中期総合計画にかかる令和3年度の取り組みについて承認 ・ 令和2年度決算基準について承認 ・ Aコープの経営移管等に関する運営の方向性について承認 ・ 理事会規程の一部改定について承認 ・ 職制規程の一部改定について承認
3月31日	監事監査	・ 令和2年度決算 現金・棚卸資産等の実在性と評価の妥当性の検証
3月31日	みのり監査法人監査	・ 期末監査Ⅰ（棚卸資産等の実在性及び評価の妥当性の検証）

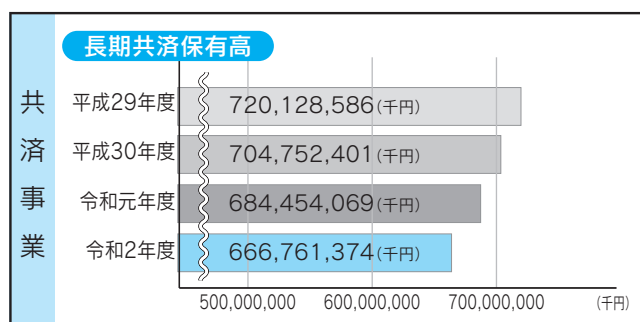
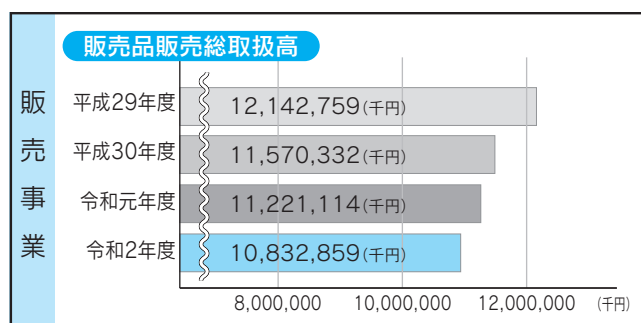
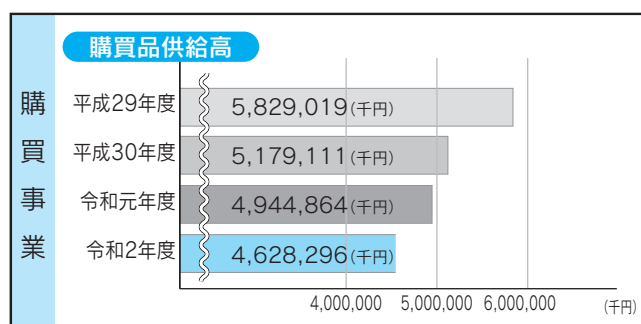
年 月 日	主 な 取 り 組 み
R2.04.04	わい！わい！農園入園式
R2.04.06	ひまわりたすけあいの会総会
R2.04.18	春の感謝祭
R2.06.24	第72回通常総代会
R2.10.22	女性大学すこやかセミナー
R2.11.08	わい！わい！農園収穫祭・卒園式
R2.12.06	わい！わい！花育教室
R3.01.09	J A ひまわり杯少年野球大会(決勝10日)
R3.03.12	グリーンセンター豊川リニューアルオープン

令和2年度は新型コロナウイルス 感染症の拡大を防ぐため、一部の取り組みを中止しました。

③財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(当期)
財 務	事 業 利 益	729,723	601,853	550,594	781,829
	経 常 利 益	782,501	793,232	773,029	942,429
	当 期 剰 余 金	227,533	473,379	682,430	764,339
	総 資 産	333,441,334	343,765,212	352,456,262	359,731,563
	純 資 産	23,585,519	23,792,502	24,135,025	24,612,198
	単体自己資本比率	19.99%	19.15%	18.91%	19.02%
信用事業	貯 金	303,537,335	313,498,069	321,950,947	329,290,140
	預 金	229,587,030	240,593,794	248,831,869	252,420,240
	貸 出 金	57,922,356	60,773,056	63,869,820	65,231,905
	有 価 証 券	25,538,895	21,899,330	18,887,064	20,967,532
	国 債	13,674,420	11,470,885	10,399,830	12,761,915
	そ の 他	11,864,475	10,428,445	8,487,234	8,205,617
共済事業	長期共済保有高	720,128,586	704,752,401	684,454,069	666,761,374
	短期共済新契約掛金	1,080,947	1,041,851	1,052,291	1,008,724
購買事業	購 買 品 供 給 高	5,829,019	5,179,111	4,944,864	4,628,296
販売事業	販売品販売総取扱高	12,142,759	11,570,332	11,221,114	10,832,859



④組合が対処すべき重要な課題

新規就農者の育成・確保や生産基盤維持のための営農支援策を具体化するとともに、収支改善を踏まえた持続可能なＪＡ経営基盤の確立・強化、信頼性確保に努めることを重要な課題と位置づけ、あわせてコンプライアンスが浸透した組織となるための内部管理態勢の強化に積極的に取り組んでまいります。

⑤その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

業務の適正を確保するための体制

当ＪＡでは、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営を取り巻くリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期総合計画及び同計画に基づく各部門の事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかる。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理体制を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理に関する各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

第72回通常総代会（令和2年6月24日午前10時開催）

総代会日現在総代数		619名
出席総代数	実際に出席した総代	13名
	代理人	一名
	書面	560名
	計	573名

重要な議事及び決議事項

第1号議案

令和元年度の事業報告及び剰余金処分案について

第2号議案

定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

第3号議案

信用事業規程の一部変更について

第4号議案

農地利用集積円滑化事業規程の廃止について

第5号議案

農地利用調整に関する事業規程の設定について

第6号議案

農業経営規程の一部変更について

第7号議案

令和2年度事業計画の設定について

第8号議案

役員の選任について

第9号議案

令和2年度における理事及び監事の報酬額について

第10号議案

退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

第11号議案

農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

附帯決議（案）

この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任します。

上記の議案は原案のとおり承認可決されました。

(2) 組合員の状況

①組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資 格 区 分		前期末	当 期 加 入	当 期 脱 退					当期末	増 減
				持分全部 の譲渡	資 格 喪 失	死亡又は 解散	除 名	合計		
正組合員	個 人	7,540	90	13	3	199	—	215	7,415	△125
	法 人									
	農事組合法人	1	—	—	—	—	—	—	1	—
	その他の法人	32	1	—	—	—	—	—	33	1
准組合員	個 人	27,692	1,024	99	94	331	—	524	28,192	500
	農 業 協 同 組 合	2	—	—	—	1	—	1	1	△1
	農 事 組 合 法 人	9	—	—	—	—	—	—	9	—
	そ の 他 の 団 体	32	—	—	—	1	—	1	31	△1
合 計		35,308	1,115	112	97	532	—	741	35,682	374
摘要 1. 当期末正組合員戸数 5,381戸 2. 当期末准組合員戸数 16,822戸										

②出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資 格 区 分		前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
正組合員	個 人	639,446	13,402	22,143	630,705
	法 人				
	農事組合法人	30	—	—	30
	その他の法人	1,251	10	—	1,261
	計	640,727	13,412	22,143	631,996
准組合員	個 人	753,264	24,497	17,202	760,559
	農 業 協 同 組 合	367	—	20	347
	農 事 組 合 法 人	232	—	—	232
	そ の 他 の 団 体	8,224	—	500	7,724
	計	762,087	24,497	17,722	768,862
処 分 未 済 持 分		2,753	2,994	2,753	2,994
合 計		1,405,567	40,903	42,618	1,403,852
摘要 1. 出資1口金額 1,000円 2. 当期末払込済出資総額 1,403,852,000円 3. 1正組合員当たり出資金額 84,843円 4. 1組合員の持口最高限度 500口					

(3) 役員の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組合長	権 田 晃 範	常 勤	有	事業所担当理事	実践的能力者
専 務 理 事	伴 野 雅 章	〃	無	企画・管理担当、総務委員	実践的能力者
常 務 理 事	梅 田 喜 嗣	〃	〃	信用共済事業担当(農協法第30条第3項に規定される専任理事)、総務委員、金融委員	実践的能力者
〃	木 藤 昇 一	〃	〃	経済事業担当、総務委員、経済委員	実践的能力者
理 事	石 田 知 秀	非常勤	〃	金融委員、経済委員	実践的能力者
〃	岩 瀬 靖 宏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
〃	大 林 充 始	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	
〃	岡 本 武 志	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	小 澤 岩 次	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	小 島 哲 雄	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	小 林 雄 二	〃	〃	経済委員長	認定農業者
〃	杉 江 繁 宏	〃	〃	経済委員	認定農業者に準ずる者
〃	鈴 木 忠 利	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	実践的能力者
〃	鈴 木 泰	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	高 橋 聖 吏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員長	認定農業者に準ずる者
〃	外 山 誓 子	〃	〃	金融委員、経済委員、女性部組織代表	
〃	内 藤 充 洋	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	中 西 登 吾	〃	〃	金融委員、経済委員	
〃	中 西 昌 幸	〃	〃	経済委員	認定農業者
〃	中 村 丈 晴	〃	〃	金融委員	実践的能力者
〃	波 多 野 喜 啓	〃	〃	金融委員長	
〃	林 泉	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
〃	藤 島 則 枝	〃	〃	総務委員、女性部組織代表	実践的能力者
〃	村 澤 公 俊	〃	〃	総務委員	実践的能力者
〃	柳 瀬 年 宏	〃	〃	事業所担当理事、総務委員	認定農業者に準ずる者
代 表 監 事	酒 井 俊 明	非常勤			
監 事	吉 村 正 則	常 勤			
〃	岡 田 浩 二	非常勤			
〃	河 合 宏 尚	〃			
〃	田 中 勢 子	〃		員外監事	
〃	中 村 敏 明	〃			
〃	能 勢 勉	〃			
〃	渡 邊 安 丹	〃			

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者4名、農業協同組合法施行規則(以下、「施行規則」という。)第76条の2第1項第1号で定める認定農業者に準ずる者5名、農業協同組合法(以下、「農協法」という。)第30条第12項第2号で定める実践的能力者12名の計21名により、施行規則第76条の2第1項第1号の要件を満たしております。
2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者(実践的能力者)は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ①当組合および農協組織関係者であり、部・次長以上の経験者、又は営農事業関係に10年以上携わったOB・OG。
- ②国・県において農政、試験研究などの農業に関する業務に10年以上携わった者、又は地方公共団体において農政、農業改良普及、農地管理等の業務に10年以上携わった者。
- ③豊川市農業委員の経験者。
- ④常時雇用する従業員が一定規模(50名程度)以上の会社において部長レベル以上の役職を経験した者、又は当組合が行う業務に精通し、5年以上携わった者。
- ⑤生産部会の代表者およびその経験者。
- ⑥上記①～⑤に準ずる者。
3. 施行規則第76条の2第1項第1号の規定に該当する者(認定農業者に準ずる者)は次のとおりです。
- イ. 認定農業者である法人の重要使用人、ロ. 認定農業者OB・OG、ハ. 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、ニ. 認定就農者、ホ. 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たす集落営農組織の役員、ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、ト. 農業経営士、チ. 基本構想水準到達者又はその者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族、リ. 生産部会等の代表
4. 当組合では、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約(農協法第35条の8に定める保険契約)を締結しています。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用の損害等を補填するものであり、被保険者が保険料の10%を負担しております。

(4) 職員の状況

①職員数の増減その他職員の状況

(単位: 人)

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
職 員 数				
一 般 職 員	493	30	48	475
営農指導員	22	—	2	20
生活指導員	8	1	3	6
合 計	523	31	53	501
うち常勤嘱託	132	11	13	130
うち出向者	11	3	6	8
備考	前期末		当期末	
平 均 年 齢	39歳	11月	40歳	0月
平均勤続年数	17年	0月	17年	0月

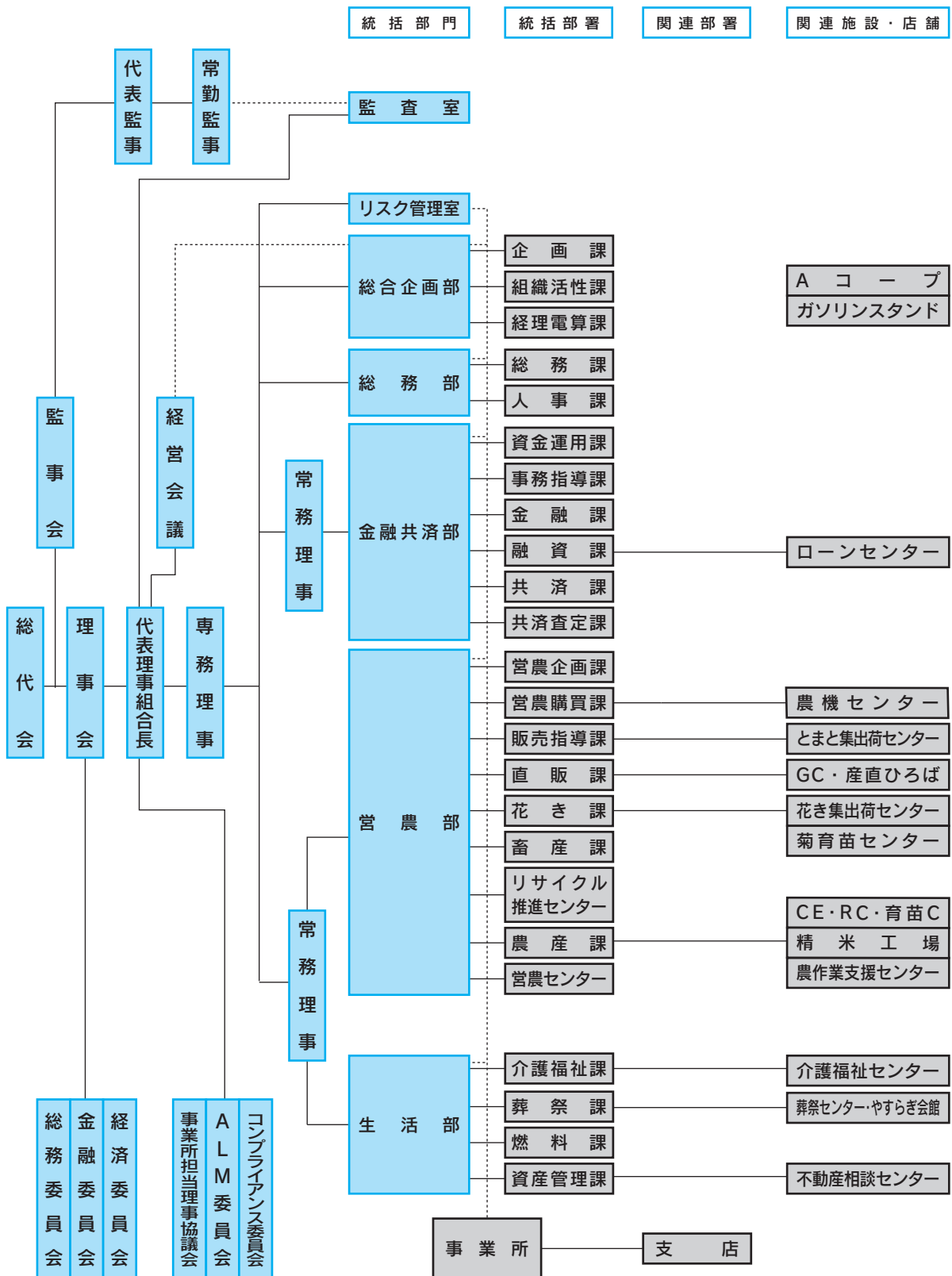
(注) 職員数は、出向者、退職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

(注) 「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値です。

(5) 組織の構成

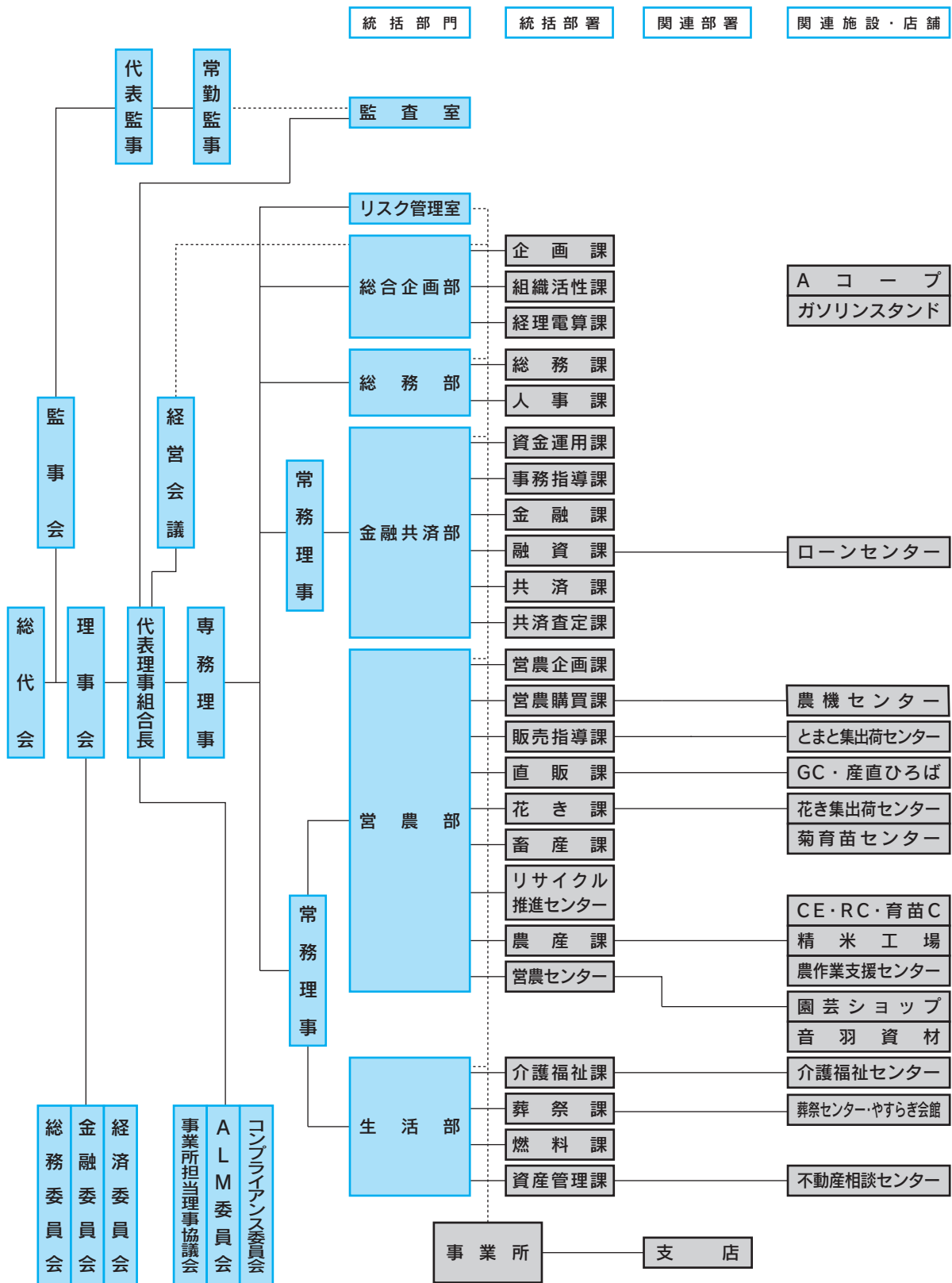
①組合の機構

(令和3年4月1日現在)



(注) A コープは株式会社エーコープあいちへ経営移管しています。
ガソリンスタンドは株式会社 J A あいちエネルギーへ経営移管しています。
令和3年3月に園芸ショップ、音羽資材を廃止しました。

(令和3年3月31日現在)



(注) A コーポは株式会社エーコープあいちへ経営移管しています。
ガソリンスタンドは株式会社J Aあいちエネルギーへ経営移管しています。
令和2年7月にエコフィールド工場を廃止しました。

②組合員組織

(令和3年3月31日現在)

組 織 名	代 表 者	構成員数	組 織 名	代 表 者	構成員数
地 区 運 営 協 議 会	岩瀬 靖宏 林 泉 柳瀬 年宏 権田 晃範 大林 充始 鈴木 忠利 高橋 聖吏	119名	い ち じ く 部 会	木下 拓男	52名
青 年 部	大竹 利彦	75名	な し 部 会	小山 恵嗣	18名
女 性 部	今泉 エツ	2,135名	つ ま も の 部 会	荒井 英之	19名
菊 部 会	林 正 泰	22名	鉢 物 部 会	高橋 紀博	29名
ス プ レ ー マ ム 部 会	牧野 隆司	54名	自 然 薯 部 会	稲葉 守雄	15名
バ ラ 部 会	大井 達彦	35名	ア ス パ ラ ガ ス 部 会	山口 博之	32名
洋 花 部 会	内藤 達雄	16名	養 鶏 部 会	藤井 伸明	8名
と ま と 部 会	天野 恒雄	90名	肉 豚 一 貫 経 営 部 会	大谷 佳伸	2名
ミ ニ ト マ ト 部 会	権田 展健	54名	養 豚 部 会	山口 一広	7名
アールスメロン生産者組織協議会	今泉 直弘 平松 祥邦 小林 鐵哉	32名	酪 農 部 会	神谷 甲一	9名
い ち ご 部 会	鳥山 隆夫	107名	肥 育 牛 部 会	竹本 克彦	3名
かき生産者組織協議会	山 口 賢 佐野 秀男 今 泉 登	70名	資産管理オーナー一部会	佐藤 祥子	93名
み か ん 部 会	楯 勅 治	14名	産直出荷者組織協議会	渡辺 淳子	1,308名
ぶ ど う 部 会	中山 佳治	23名	青 色 申 告 部 会	高橋 聖吏	972名
キウイフルーツ生産者組織協議会	鈴木 正躬	7名	年 金 友 の 会	伊 藤 充	16,097名
水田農業経営者部会	鈴木 義男	22名			

(注) 当 J A の組合員組織を記載しています。

(6) 施設の設置状況

①組合の施設の状況

(令和3年3月31日現在)

種 別	名 称	構 造 及 び 面 積 等	所 在 地	摘 要
本・支店				
	本 店	鉄筋コンクリ 5階 3,037㎡	豊川市諏訪1丁目1番地	
	三 蔵 子 支 店	鉄骨 2階 781	豊川市三蔵子町北浦28番地	
	牛 久 保 支 店	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地1	
	睦 美 支 店	鉄骨 平屋 248	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	豊 川 支 店	鉄骨 2階 445	豊川市豊川町止通17番地の1	
	八 幡 支 店	鉄骨 2階 882	豊川市八幡町亀が坪24番地の1	
	国 府 支 店	鉄骨 2階 341	豊川市国府町上坊入54番地	
	御 油 支 店	鉄骨 2階 250	豊川市御油町若宮17番地	
	蔵 子 支 店	鉄骨 2階 223	豊川市蔵子2丁目6番地の1	
	一 宮 支 店	鉄筋コンクリ 3階 2,084の一部	豊川市大木町鑓水321番地の2	
	東 上 支 店	鉄骨 平屋 339	豊川市東上町松本227番地	
	音 羽 支 店	鉄骨 2階 803	豊川市赤坂町松本274番地	
	御 津 支 店	鉄骨 2階 914	豊川市御津町西方松本87番地の2	
	広 石 支 店	鉄骨 2 階 232	豊川市御津町広石小城前72番地2	
	小 坂 井 支 店	鉄骨平屋一部 2階 2,637の一部	豊川市小坂井町門並18番地	
営農センター等農業関連施設				
	中部営農センター	鉄骨 2階 1,085	豊川市三谷原町北浦68番地の1	補助事業
	東部営農センター	鉄筋コンクリ 3階 2,084の一部	豊川市大木町鑓水321番地の2	
	西部営農センター	鉄骨 2階 1,090	豊川市御津町上佐脇西区75番地	補助事業
	花き集出荷センター	鉄骨 平屋 2,987	豊川市三上町雨谷口34番地	補助事業
	とまと集出荷センター	鉄骨 2階 3,072	豊川市三上町雨谷口34番地	補助事業
	東 部 集 出 荷 場	鉄骨 平屋 2,008	豊川市大木町鑓水321番地の1	補助事業
	西 部 集 出 荷 場	鉄骨 平屋 2,589	豊川市御津町上佐脇西区75番地	補助事業
	中 部 資 材 倉 庫	鉄骨 平屋 825	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	東 部 資 材 倉 庫	鉄骨 平屋 608	豊川市大木町鑓水321番地の1	
	西 部 資 材 倉 庫	鉄骨 平屋 1,587	豊川市御津町上佐脇西区75番地	
	農作業支援センター	鉄骨 平屋 207	豊川市市田町中之島3番地の1	
	カントリーエレベーター	鉄骨 平屋 1,311	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	水稻育苗センター	鉄骨 平屋 685	豊川市野口町国通30番地	補助事業

(令和3年3月31日現在)

種 別	名 称	構 造 及 び 面 積 等	所 在 地	摘 要
営農センター等農業関連施設				
	一宮ライスセンター	鉄骨 2階 514㎡	豊川市東上町松本227番地	
	音羽ライスセンター	鉄骨 平屋 458	豊川市赤坂町大日53番地の1、 54番地の合併地	補助事業
	御津ライスセンター	鉄骨 平屋 620	豊川市御津町上佐脇西区117番地の1	補助事業
	精 米 工 場	鉄骨 平屋 563	豊川市野口町国通30番地	
	低 温 倉 庫	鉄骨 平屋 517	豊川市野口町国通30番地	補助事業
	水稻育苗センター	鉄骨 平屋 728	豊川市御津町上佐脇西区121番地の1	補助事業
	菊 育 苗 セ ン タ ー	鉄骨 平屋 700	豊川市三谷原町宮の上3番地	補助事業
農機センター				
	中部農機センター	鉄骨 平屋 700	豊川市三谷原町宮の上3番地	
	東部農機センター	鉄骨 平屋 456	豊川市大木町鍵水334番地の1	令和2年度末をもって 中部農機センターへ統合
	西部農機センター	鉄骨 平屋 507	豊川市御津町上佐脇西区137番地	
A コーブ				
	A コーブ 中部店	鉄骨平屋一部 2階 1,708	豊川市八幡町鐘鋳場276番地	
	A コーブ 小坂井店	鉄骨平屋一部 2階 2,637の一部	豊川市小坂井町門並18番地	
	産 直 ひ ろ ば 御 津	鉄骨 平屋 528	豊川市御津町西方松本67番地	
グリーンセンター				
	グリーンセンター豊川	鉄骨 平屋 1,710の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	グリーンセンター一宮	鉄骨 平屋 1,006	豊川市東上町松本227番地	
	グリーンセンター音羽	鉄骨 平屋 1,290	豊川市赤坂町大日6番地	
ガソリンスタンド				
	陸美セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 840	豊川市三谷原町北浦68番地の1	
	赤塚セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 728	豊川市市田町下中野8番地の5	
	一宮セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 800	豊川市大木町鍵水333番地の1	
	東上セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 475	豊川市東上町松本227番地	
	西部セルフガソリンスタンド	鉄骨 平屋 499	豊川市御津町上佐脇西区58番地の3	
	小坂井セルフガソリンスタンド	鉄骨 2階 549	豊川市宿町光道寺9番地の2	
関連施設				
	ロ ー ン セ ン タ ー	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地1	
	音 羽 資 材	鉄骨 平屋 35	豊川市赤坂町大日6番地	令和2年度末をもって開所
	園芸ショップ小坂井	鉄骨 平屋 236	豊川市小坂井町倉屋敷119番地	令和2年度末をもって開所
	生活センター(燃料課)	鉄骨 平屋 546の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	

(令和3年3月31日現在)

種 別	名 称	構 造 及 び 面 積 等	所 在 地	摘 要
関連施設				
	介護福祉センター	鉄骨 平屋 546の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	葬 祭 セ ン タ ー	鉄骨 2階 980の一部	豊川市三蔵子町橋本8番地の1	
	やすらぎ会館三蔵子	鉄骨 2階 980の一部	豊川市三蔵子町橋本8番地の1	
	やすらぎ会館ごゆ	鉄骨 平屋 881	豊川市御油町池下1番地1	
	やすらぎ会館御津	鉄骨 平屋 601	豊川市御津町御馬膳田134番地	
	やすらぎ会館小坂井	鉄骨 平屋 700	豊川市小坂井町大塚77番地	
	不動産相談センター	鉄骨 2階 1,071の一部	豊川市牛久保駅通4丁目1番地1	
	わい!わい!ホール	鉄骨 平屋 1,710の一部	豊川市馬場町上石畑65番地	
	農 業 用 倉 庫	鉄筋コンクリ 4階 1,232	豊川市大木町鑓水343、344番地	

合 計	63箇所
-----	------

②共済事業の委託施設の状況

ア．代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	68	1	4	65

イ．当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	野澤 仁	豊川市新豊町2丁目108	二輪車販売業

(7) 関連会社の状況

(令和3年3月31日現在)

会 社 名	株式会社 ジェイエイ東三河ジープセンター
代 表 者 名	鈴木 義正
設 立 年 月 日	平成8年7月10日
所 在 地	豊橋市西幸町字笠松111
主 要 な 事 業 内 容	鶏卵の洗卵、選別、包装、販売
施 設 の 概 要	建物 2,570㎡
資 本 金 総 額	35,000千円
当 組 合 の 議 決 権 比 率 (保 有 議 決 権 数 / 総 議 決 権 数)	28.6% (200/700)

令和2年度〔令和3年3月31日現在〕貸借対照表

(ひまわり農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	340,725,903
(1) 現 金	634,185
(2) 預 金	252,420,240
系 統 預 金	252,419,766
系 統 外 預 金	474
(3) 有 価 証 券	20,967,532
国 債	12,761,915
地 方 債	2,109,837
政 府 保 証 債	1,531,259
社 債	4,266,520
受 益 証 券	298,000
(4) 貸 出 金	65,231,905
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	1,797,173
未 収 収 益	1,740,430
そ の 他 の 資 産	56,743
(6) 貸 倒 引 当 金	△325,134
2. 共 済 事 業 資 産	26,813
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	26,813
3. 経 済 事 業 資 産	1,632,273
(1) 経 済 事 業 未 収 金	1,408,728
(2) 経 済 受 託 債 権	12,155
(3) 棚 卸 資 産	324,365
繰 越 購 買 品	221,053
繰 越 販 売 品	93,266
そ の 他 の 棚 卸 資 産	10,045
(4) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	46,324
(5) 貸 倒 引 当 金	△159,302
4. 雑 資 産	589,909
5. 固 定 資 産	6,389,069
(1) 有 形 固 定 資 産	6,333,991
建 物	6,714,168
機 械 装 置	2,324,893
土 地	3,256,724
リ ー ス 資 産	185,307
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,523,220
減 価 償 却 累 計 額	△8,670,322
(2) 無 形 固 定 資 産	55,078
6. 外 部 出 資	9,910,565
系 統 出 資	9,821,065
系 統 外 出 資	79,500
子 会 社 等 出 資	10,000
7. 繰 延 税 金 資 産	457,027
資 産 の 部 合 計	359,731,563

(単位：千円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
1. 信 用 事 業 負 債	331,004,411
(1) 貯 金	329,290,140
(2) 借 入 金	629,173
(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	1,085,096
未 払 費 用	70,271
そ の 他 の 負 債	1,014,825
2. 共 済 事 業 負 債	884,733
(1) 共 済 資 金	431,386
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	440,139
(3) 共 済 未 払 費 用	12,173
(4) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債	1,034
3. 経 済 事 業 負 債	690,568
(1) 経 済 事 業 未 払 金	602,721
(2) 経 済 受 託 債 務	83,039
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債	4,807
4. 雑 負 債	521,474
(1) 未 払 法 人 税 等	173,503
(2) リ ー ス 債 務	32,623
(3) 資 産 除 去 債 務	20,295
(4) そ の 他 の 負 債	295,052
5. 諸 引 当 金	2,018,176
(1) 賞 与 引 当 金	344,499
(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,161,601
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24,498
(4) ポ イ ン ト 引 当 金	95,198
(5) 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	392,378
負 債 の 部 合 計	335,119,364
(純 資 産 の 部)	
1. 組 合 員 資 本	24,228,710
(1) 出 資 金	1,403,852
(2) 資 本 準 備 金	1,268
(3) 利 益 剰 余 金	22,826,584
利 益 準 備 金	5,662,400
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,164,184
特 別 積 立 金	7,690,262
農 業・農 村 振 興 基 金	500,000
研 究 開 発 基 金	500,000
指 導 事 業 基 金	1,000,000
地 域 貢 献 活 動 基 金	500,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	1,992,000
施 設 整 備 積 立 金	2,271,000
残 留 農 薬 対 策 積 立 金	200,000
地 域 農 業 振 興 積 立 金	973,000
税 効 果 調 整 積 立 金	604,686
当 期 未 処 分 剰 余 金	933,235
(う ち 当 期 剰 余 金)	(764,339)
(4) 処 分 未 済 持 分	△2,994
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	383,488
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	383,488
純 資 産 の 部 合 計	24,612,198
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	359,731,563

令和2年度〔令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで〕損益計算書

(ひまわり農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		5,190,798
事業収益	10,605,216	
事業費用	5,414,417	
(1)信用事業収益	2,659,770	
資金運用収益	2,540,322	
(うち預金利息)	(1,695,788)	
(うち有価証券利息)	(161,874)	
(うち貸出金利息)	(589,328)	
(うちその他受入利息)	(93,330)	
役務取引等収益	81,218	
その他事業直接収益	16,920	
その他経常収益	21,310	
(2)信用事業費用	295,134	
資金調達費用	136,301	
(うち貯金利息)	(126,355)	
(うち給付補填備金繰入)	(4,227)	
(うち借入金利息)	(1,110)	
(うちその他支払利息)	(4,607)	
役務取引等費用	20,424	
その他事業直接費用	110,062	
その他経常費用	28,345	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△5,647)	
信用事業総利益		2,364,636
(3)共済事業収益	1,145,742	
共済付加収入	1,061,292	
その他の収益	84,449	
(4)共済事業費用	49,196	
共済推進費	34,772	
その他の費用	14,423	
共済事業総利益		1,096,545
(5)購買事業収益	4,679,704	
購買品供給高	4,628,296	
購買手数料	13,478	
その他の収益	37,928	

(単位：千円)

科 目	金 額		
(6) 購 買 事 業 費 用		3,977,669	
購 買 品 供 給 原 価	3,838,267		
そ の 他 の 費 用	139,401		
(うち貸倒引当金繰入額)	(22,899)		
購 買 事 業 総 利 益			702,035
(7) 販 売 事 業 収 益		1,574,849	
販 売 手 数 料	345,865		
販 売 品 販 売 高	936,888		
そ の 他 の 収 益	292,095		
(8) 販 売 事 業 費 用		881,679	
販 売 品 販 売 原 価	772,137		
そ の 他 の 費 用	109,541		
販 売 事 業 総 利 益			693,170
(9) 保 管 事 業 収 益		785	
保 管 事 業 総 利 益			785
(10) 利 用 事 業 収 益		190,650	
(11) 利 用 事 業 費 用		75,079	
利 用 事 業 総 利 益			115,570
(12) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益		16,169	
(13) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用		31	
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益			16,137
(14) そ の 他 の 事 業 収 益		350,124	
(15) そ の 他 の 事 業 費 用		116,965	
そ の 他 の 事 業 総 利 益			233,158
(16) 指 導 事 業 収 入		15,521	
(17) 指 導 事 業 支 出		46,762	
指 導 事 業 収 支 差 額			△31,241
2. 事 業 管 理 費			4,408,969
(1) 人 件 費		3,009,124	
(2) 業 務 費		559,860	
(3) 諸 税 負 担 金		156,079	
(4) 施 設 費		662,396	
(5) そ の 他 事 業 管 理 費		21,508	
事 業 利 益			781,829

(単位：千円)

科 目	金 額		
3.事業外収益			272,784
(1) 受取雑利息		2,556	
(2) 受取出資配当金		154,792	
(3) 賃貸料		54,063	
(4) 雑収入		61,371	
4.事業外費用			112,184
(1) 寄付金		487	
(2) 商権管理料		18,120	
(3) 賃借料		50,783	
(4) 雑損失		42,792	
経常利益			942,429
5.特別利益			80,341
(1) 固定資産処分益		71,744	
(2) 一般補助金		1,789	
(3) 臨時収入		6,807	
6.特別損失			41,742
(1) 固定資産処分損		4,693	
(2) 固定資産圧縮損		1,608	
(3) 固定資産撤去費用		2,509	
(4) 減損損失		8,752	
(5) 臨時損失		4,331	
(6) 農家緊急支援対策費		19,847	
税引前当期利益			981,028
法人税、住民税及び事業税		184,631	
法人税等調整額		32,058	
法人税等合計			216,689
当期剰余金			764,339
当期首繰越剰余金			39,838
リスク対策積立金取崩額			8,000
施設整備積立金取崩額			62,000
地域農業振興積立金取崩額			27,000
税効果調整積立金取崩額			32,058
当期末処分剰余金			933,235

令和2年度 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	933,235,937
2. 剰 余 金 処 分 額	893,318,339
(1) 任 意 積 立 金	751,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	8,000,000
デ ジ タ ル 化 推 進 積 立 金	100,000,000
施 設 整 備 積 立 金	616,000,000
地 域 農 業 振 興 積 立 金	27,000,000
(2) 出 資 配 当 金	55,772,495
(3) 事 業 分 量 配 当 金	86,545,844
信 用 事 業	74,963,922
購 買 事 業	4,601,394
販 売 事 業	6,980,528
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	39,917,598

(注1) 出資配当は年4%の割合です。(前年度と同基準です)

(注2) 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

(1) 信用事業 定期性貯金平残

100万円につき 400円の割合

(2) 購買事業 購買品供給高(施設資材、営農用重灯油、ポイントが付く購買品を除く)

10,000円につき 18円の割合

(3) 販売事業 販売代金精算額

10,000円につき 8円の割合

(注3) 任意積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりであり、今年度751,000,000円を積立てます。

(注4) 今年度より、施設整備積立金の積立目標額を3,500,000,000円とします。

(注5) 今年度より、デジタル化推進積立金を新設するとともに、積立目標額を500,000,000円とします。

(単位：円)

任意積立金の種類	目的、積立基準及び取崩基準	積 立 目 標 額	剰余金処分後積立額
農業・農村振興基金	農協法第10条第1項第1号および第13号の事業および農業後継者育成に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
研 究 開 発 基 金	新規事業活動の育成等のために行う調査研究、試験開発等に要する費用に充てるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
指 導 事 業 基 金	指導事業の普及・拡大に要する財源を確保するために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	1,000,000,000	1,000,000,000
地 域 貢 献 活 動 基 金	地域に根ざした組合として地域貢献活動を更に充実させるために基金造成を行う。基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩を行う。	500,000,000	500,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	法令改正及び会計基準の変更、経済動向の悪化等に伴う債権の貸倒や有価証券の減損などによる多額の損失の発生に備えて相当額を積立てる。多額の損失が発生した場合、相当額の取崩を行う。	2,000,000,000	2,000,000,000
デ ジ タ ル 化 推 進 積 立 金	先進的なデジタル技術を活用した情報システム等に関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行い、その年度に発生した費用相当額の取崩を行う。	500,000,000	100,000,000
施 設 整 備 積 立 金	中長期に予定する施設取得、既存施設の維持管理、大規模災害時の施設復旧の資金準備のために積立を行い、整備を行った年度において自己資金相当額の取崩を行う。	3,500,000,000	2,887,000,000
残留農業対策積立金	残留農業による損害見舞金支給の財源として積立を行い、見舞金支給の事態が生じた場合、相当額の取崩を行う。	200,000,000	200,000,000
地域農業振興積立金	農業振興に資する新規就農者育成や農業生産規模拡大等のために積立を行い、支援対策を行った年度において相当額の取崩を行う。	1,000,000,000	1,000,000,000
税 効 果 調 整 積 立 金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立てを行う。取崩は法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		604,686,352

(注6) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額39,000,000円が含まれています。

独立監査法人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月25日

ひまわり農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 隆 行 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 葛 西 利 彦 ㊞

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、ひまわり農業協同組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から

計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈剰余金処分案に対する意見〉

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、ひまわり農業協同組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月31日

ひまわり農業協同組合

代表監事	酒井	俊明	印
常勤監事	吉村	正則	印
監事	岡田	浩二	印
監事	中村	敏明	印
監事	渡邊	安丹	印

監事	田中	勢子	印
監事	河合	宏尚	印
監事	能勢	勉	印

（注）監事 田中勢子氏は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

令和２年度 部門別損益計算書

(令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	10,633,317	2,659,770	1,145,742	5,771,878	1,040,775	15,151	
事業費用 ②	5,442,518	295,134	49,196	4,529,927	543,975	24,284	
事業総利益 ③ ①－②	5,190,798	2,364,636	1,096,545	1,241,950	496,799	△ 9,133	
事業管理費 ④	4,408,969	1,393,903	715,387	1,518,123	640,933	140,621	
(うち減価償却費) ⑤	(312,272)	(78,508)	(32,835)	(136,045)	(55,049)	(9,832)	
(うち人件費) ⑥	(3,009,124)	(873,770)	(590,158)	(1,036,250)	(400,649)	(108,296)	
※うち共通管理費 ⑦		245,593	111,487	181,212	78,910	14,572	△ 631,776
(うち減価償却費) ⑧		(19,039)	(8,642)	(14,048)	(6,117)	(1,129)	(△48,977)
(うち人件費) ⑨		(147,366)	(66,897)	(108,735)	(47,349)	(8,744)	(△379,092)
事業利益 ⑩ ③－④	781,829	970,732	381,158	△ 276,172	△ 144,133	△ 149,755	
事業外収益 ⑪	272,784	100,186	45,962	86,155	34,522	5,956	
※うち共通分 ⑫		98,032	44,501	72,333	31,498	5,816	△ 252,182
事業外費用 ⑬	112,184	25,143	4,542	27,789	54,037	669	
※うち共通分 ⑭		10,006	4,542	7,383	3,215	593	△ 25,741
経常利益 ⑮ ⑩＋⑪－⑬	942,429	1,045,775	422,578	△ 217,807	△ 163,648	△ 144,468	
特別利益 ⑯	80,341	28,585	12,976	22,899	9,184	6,696	
※うち共通分 ⑰		28,585	12,976	21,091	9,184	1,696	△ 73,533
特別損失 ⑱	41,742	7,002	3,178	9,465	2,249	19,846	
※うち共通分 ⑲		7,002	3,178	5,166	2,249	415	△ 18,012
税引前当期利益 ⑳ ⑮＋⑯－⑱	981,028	1,067,358	432,376	△ 204,373	△ 156,713	△ 157,618	
営農指導事業分配賦額 ㉑		71,676	33,238	37,645	15,058	△ 157,618	
営農指導事業分配後税引前当期利益 ㉒ ㉑－㉑	981,028	995,682	399,138	△ 242,018	△ 171,772		

(注１) 農協法施行規制の改正により、損益計算書には各事業相互間の内部取引を除去した「事業収益」「事業費用」を表示していますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

(注２) 「共通管理費等」とは、監査室、リスク管理室、総合企画部、総務部等の管理部門にかかわる事業管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失です。

(注３) 「うち減価償却費」欄には、減価償却費と長期前払費用償却費との合計額を記載しています。

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(１) 共通管理費等

(配置人員構成比＋人件費を除いた事業管理費構成比＋事業総利益構成比)／３

(２) 営農指導事業

各事業総利益構成比

２．配賦割合（１．の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：％)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	38.87	17.65	28.68	12.49	2.31	100.00
営農指導事業	45.48	21.09	23.88	9.55		100.00

第2号議案資料

定款の一部変更について

1. 変更の理由

令和2年9月をもって、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）から脱退し、電子債権記録業に係る業務を廃止したため、定款の業務から削除する。

2. 主な変更内容

（定款）

・ 電子債権記録業に係る業務に関する規定の削除

電子債権記録業に係る業務の廃止に伴い、当該業務にかかる箇所を削除する。

①事業（第7条）

電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務の規定を削除し、第1項第34号以降の項番を繰り上げる。

②員外利用（第9条）

前述の変更に伴い、第9条第1項記載の項番を繰り上げる。

③事業規程等（第10条）

前述の変更に伴い、第10条第1項記載の項番を繰り上げる。

3. 定款変更新旧対照表

（下線部は変更箇所）

新	旧
第2章 事業 （事業） 第7条 1～33 （略） （削除） 34～35 （略）	第2章 事業 （事業） 第7条 1～33 （略） 34 <u>電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務</u> 35～36 （略）
（員外利用） 第9条 ① この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から <u>第34号</u> までの事業（第18号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第24号、第26号及び第27号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。 ②～③ （略）	（員外利用） 第9条 ① この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から <u>第35号</u> までの事業（第18号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第24号、第26号及び第27号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする ②～③ （略）

(下線部は変更箇所)

新	旧
(事業規程等) 第10条 ① 第7条第1項第2号、第3号及び第24号から第34号までの事業及びこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 ②～⑥ (略)	(事業規程等) 第10条 ① 第7条第1項第2号、第3号及び第24号から第35号までの事業及びこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 ②～⑥ (略)

附則 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。

第3号議案資料

信用事業規程の一部変更について

1. 変更の理由

令和2年9月をもって株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）から脱退し、電子債権記録業に係る業務を廃止したため、事業の種類・事業の実施方法から削除する。

2. 主な変更内容

・電子債権記録業に係る業務に関する規定の削除

電子債権記録業に係る業務の廃止に伴い、該当業務にかかる箇所を削除する。

3. 信用事業規程変更新旧対照表

（下線部は変更箇所）

新	旧
第1 事業の種類 1～14（略） （削除） 15（略）	第1 事業の種類 1～14（略） 15 <u>電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務</u> 16（略）
第2 事業の実施方法 1～14（略） （削除） 15～16（略）	第2 事業の実施方法 1～14（略） 15 <u>電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務</u> <u>法令等の定めるところによる。</u> 16～17（略）

附則 この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。

第4号議案資料

共済規程の一部変更について

1. 変更の理由

共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」（以下「特別措置」という。）は、地震の罹災者には共済契約に係る手続を行うことが困難なことから、共済契約に係る権利義務の行使に猶予期間を設けるなどの措置を講じているものである。

しかしながら、近年、地震以外の特定非常災害に指定※1される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令※2により、特別措置と同様の措置を講じる必要が生じている。

従来、このような地震以外の災害等の発生時には、行政庁からの要請に基づき、特別措置と同等の対応を行っていたところであるが、今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行う。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき政令で特定非常災害に指定された災害

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言

2. 主な変更内容

・実施要件の変更

地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置の実施要件を「地震」から「全国共済連が定めた地震等」に変更する。

3. 共済規程変更新旧対照表

（下線部は変更箇所）

新	旧
第2章 事業の実施方法に関する事項 （地震等に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置） 第16条 この組合は、 <u>全国共済連が定めた地震等によって、この組合又は共済契約者、被共済者若しくは共済金を受け取るべき者が共済契約に係る手続を実施することが困難となる場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</u>	第2章 事業の実施方法に関する事項 （地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置） 第16条 この組合は、 <u>地震が発生し、又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたため、共済事業に係る業務を停止し、又は開始しない場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</u>

附則 この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和4年4月1日から施行する。

第6号議案資料

令和3年度事業計画の設定について

■ 営農部

●基本方針

- I. 多様化する農業形態に対応した担い手の育成・支援を強化
- II. 実需者ニーズへの的確な対応と多様な流通形態により販売の安定性を確保
- III. 新技術・先進機器等の導入による生産性と品質の向上支援
- IV. 消費者と一体となった地産地消の拡大

●重点取組事項

- I－①経営支援機能の強化
 - －②担い手育成支援及び新規就農者支援
 - －③営農資産等の流動化促進及び農業用施設の更新支援
 - －④渉外活動の強化
 - －⑤農作業の負担軽減支援及び労働力の確保支援
 - －⑥部会組織の活性化支援
- II－①販売力の強化
- III－①生産性・収益性の向上支援
 - －②資材コストの低減
- IV－①地域農業への理解促進
 - －②食の安全への取り組み

●部門別具体的方策

■営農企画・営農指導

1. 地域営農ビジョンに基づく生産拡大や新技術導入支援に取り組みます
2. 生産物の品質向上、重点市場対応等の販売施策と連携した営農指導に取り組みます
3. 農地及び営農資産の流動化促進による産地振興に努めます
4. 無料職業紹介事業等を活用した農業者の雇用確保を支援します
5. モバイルデータ通信を活用した農業者とJAとの情報共有に取り組みます
6. 東三河地域青果物パッキングセンターを活用した農業経営の安定化に取り組みます
7. 就農インターン制度の実施や新規就農経営モデルを活用した新規就農者の育成に努めます

■園芸販売

1. 契約販売及び予約相対取引の拡大による販売価格の向上に取り組みます
2. 卸売市場や物流環境の動向変化を踏まえた販売先の選定及び集約化に取り組みます
3. 卸売市場、仲卸業者や小売業者との関係性の構築に取り組みます
4. 新たな集出荷場の機能検討とその機能を活かした販売方法を検討します

■生産購買・農機施設購買

1. 営農渉外担当職員による出向く体制及び相談機能を強化します
2. 営農関連資材の仕入機能の強化及び中古農機の流通促進等による農業経営コストの削減に取り組めます
3. 農業生産性向上対策支援事業等を活用した新技術・新資材の導入支援に取り組めます

■畜産販売・畜産購買

1. グリーンセンター、Aコープでの県域ブランド畜種の販売促進に取り組めます
2. 経営の安定化に向けた個別経営相談機能を強化します
3. 地域における防疫機能の強化による家畜伝染病の予防に取り組めます
4. 補助事業を活用した畜舎整備を支援します

■農産・米穀購買

1. 担い手の経営規模拡大を支援するための農地の流動化に取り組めます
2. 新たな水田受託者の育成に向けた取り組みを強化します
3. 安定的な荷受体制構築のための共同乾燥施設の整備に取り組めます

■直販・グリーンセンター

1. 消費者の動向を踏まえた直売所を核とした地産地消の推進に努めます
2. 安全安心な地場産農産物の供給のための生産履歴記帳を徹底します
3. HACCP（食品衛生管理）に対応した生産体制、店舗体制の構築に取り組めます
4. 新たな産直出荷者の育成に取り組めます

定款第7条第1項10号に規定する研修等計画	
研 修 事 項	栽培知識・技術、出荷調製、資金計画等
研 修 作 物	生産部会栽培品目
研 修 圃 場	豊川市内の農用地等
研 修 者 数	2名程度
研 修 時 間	1,200時間／年（研修者1名あたり）
研 修 費 用	農業研修生に対する助成として年間144万円以内（1名あたり） 研修に必要な資材費等として年間60万円以内（1名あたり）

(単位：千円)

販売品販売総取扱高			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計画設定率
米・麦・大豆	383,900	410,342	93.6%
野菜	2,941,400	2,978,084	98.8%
果実	1,202,200	1,277,864	94.1%
花き・花木	2,131,100	2,272,260	93.8%
産直	1,525,900	1,546,334	98.7%
その他農畜産物	553,500	545,556	101.5%
鶏卵	256,100	356,344	71.9%
生乳	577,300	606,632	95.2%
子牛	92,200	88,813	103.8%
肉用牛	147,100	143,135	102.8%
肉豚	510,400	607,491	84.0%
計	10,321,100	10,832,859	95.3%

(単位：千円)

購買品供給高（営農関連事業）			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計画設定率
肥料	410,500	405,485	101.2%
農薬	354,300	376,374	94.1%
飼料	521,800	719,427	72.5%
畜産	148,500	257,551	57.7%
園芸	537,200	548,178	98.0%
種苗	199,000	198,964	100.0%
農機具	305,000	260,895	116.9%
施設資材	159,500	117,672	135.5%
グリーンセンター	479,400	464,282	103.3%
加工	40,000	42,899	93.2%
計	3,155,200	3,391,731	93.0%

(単位：千円)

その他営農関連事業収益（施設利用事業）			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計画設定率
農業倉庫	1,000	785	127.4%
冷蔵庫	1,800	1,984	90.7%
カントリーエレベーター ライスセンター	83,000	69,682	119.1%
米・菊育苗	63,200	63,304	99.8%
受託農作業	74,000	79,799	92.7%
計	223,000	215,557	103.5%

■ 生 活 部

●基本方針

- I. 多彩な事業活動を活かして安心できるくらしの支援・相談対応の強化

●重点取組事項

- I - ①地域住民・関係事業者から頼られる介護事業の展開
- ②競争環境に耐えうる燃料事業の再構築
- ③変化するニーズに対応した葬祭事業の再構築
- ④相談機能を強化した資産管理事業の展開

●部門別具体的方策

■介護福祉事業

1. 自組織の強みをPRするための営業提案活動に取り組みます
2. 安定的な介護サービスを提供するための態勢整備を行います

■葬祭事業

1. 利用者ニーズに対応した柔軟な葬儀の提供態勢構築に努めます
2. JA葬祭の知名度向上のためのPR活動に取り組みます
3. 利用者満足度の向上を目指した葬儀施行に努めます

■燃料事業

1. 利用者確保に繋がる新たな料金体系やサービスの導入を行います
2. ガス器具購入者へのフォロー態勢を構築します

■資産管理事業

1. 賃貸物件オーナーの満足度向上に繋がる営業提案活動を行います
2. 次世代層を意識した相談会や事業承継支援活動を行います
3. 空き家管理事業など社会課題を解決する新たなサービスに取り組みます

(単位：千円)

購買品供給高（生活関連事業）			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計 画 設 定 率
石 油 類	698,800	651,641	107.2%
L P ガ ス	302,700	321,783	94.1%
葬 祭	220,000	185,520	118.6%
資 産 管 理	80,000	77,619	103.1%
計	1,301,500	1,236,565	105.3%

(単位：千円)

介護福祉事業			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計 画 設 定 率
ケ ア プ ラ ン	2,730件/年	2,652件/年	102.9%
訪 問 介 護	18,000時間/年	17,933時間/年	100.4%

(単位：千円)

葬祭利用事業			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計 画 設 定 率
葬 祭	200,000	190,650	104.9%

(単位：千円)

宅地等供給事業			
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計 画 設 定 率
宅 地 事 業	745,000	373,898	199.3%

■金融共済部

●基本方針

- I. 多彩な事業活動を活かして安心できるくらしの支援・相談対応の強化
- II. 内部管理態勢の強化と安定収益の確保

●重点取組事項

- I－①利用者基盤の強化を目指した信用事業の展開
－②利用者のニーズに応える共済事業の展開
－③利用者組織の拡大と活動活性化支援
- II－①内部管理態勢の整備による事務手続の適正化
－②調達と運用のバランスを基にした安定収益の確保

●部門別具体的方策

■信用事業

1. 利用者ニーズを的確にとらえた営業提案活動を行います
2. 「地域農業の応援団」増加を目指した部門間連携施策を実施します
3. 会員組織の活性化と次世代層に向けたPR活動を行います

■共済事業

1. 保障点検活動により共済情報の提供を行います
2. 利用者ニーズに沿った保障提供を行います

(単位：千円)

信 用 事 業				
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計 画 設 定 率	
貯 金 ・ 定 期 積 金	335,400,000	329,290,140	101.9%	
貸 出 金	66,800,000	65,231,905	102.4%	

(単位：長期共済・年金共済は千円、短期共済は件)

共 済 事 業 取 扱				
項 目	令和3年度計画	令和2年度実績	計 画 設 定 率	
長 期 共 済 保 有 高	649,261,000	666,761,374	97.4%	
うち生命総合共済保有高	228,210,000	235,209,549	97.0%	
うち建物更生共済保有高	421,051,000	431,551,824	97.6%	
年 金 共 済 保 有 高	7,720,000	7,569,579	102.0%	
自 動 車 共 済	18,290	18,111	101.0%	
自 賠 責 共 済	8,200	8,590	95.5%	

■管理部門

●基本方針

- I. 地域農業振興と協同活動の実践的リーダーの育成
- II. 食育活動を通じた「地域農業の応援団」づくり
- III. 地域農業振興支援が持続可能な健全経営
- IV. チャレンジを推奨する組織風土への変革
- V. 協同活動への理解と支持の促進

●重点取組事項

- I - ①次期改選に向けた総代・役員等の定数及び選出方法の見直し協議
 - ②組合員のセグメンテーション（階層区分化）による議論の場づくり
 - ③地域農業や食に積極的に関わる女性リーダーの育成
- II - ①准組合員を対象にした地域農業学習会等の開催
 - ②支店活動を通じた地域農業や地元農畜産物への理解促進
- III - ①総合施設整備計画に基づく施設整備
 - ②デジタル技術を活用した事業活動の再構築
- IV - ①環境変化に対応できる組織づくり
- V - ①J A 自己改革の組合員への周知

●部門別具体的方策

■組織

1. 自己改革の実践を進めます
2. 次世代を軸とした組織基盤の拡充に努めます
3. 組合員が参画・運営する活動の場の提供に努めるとともに多様な組合員の意見収集と運営への反映強化を図ります
4. J A運営への女性の積極的な参画態勢を整備します

■経営

1. 中期総合計画の定期的な進捗管理・検証を徹底します
2. 損益シミュレーションに基づいた事業の高度化に対応した施設整備、拠点整備及び集約を行います
3. 持続可能なJ A経営基盤の確立・強化に向けた経営課題研究会を開催します
4. 新規事業創出に向けた取り組みを継続的に実施します
5. 人材育成・組織風土改革を踏まえた人事制度・雇用形態検討プロジェクトを開催します
6. 不祥事未然防止のための全般統制の取り組みを強化します
7. 延滞債権管理・回収を強化します

■監査

1. 業務手順書に沿った内部統制機能が有効に機能しているか検証します
2. 経営リスク、業務リスクの予防を図る対策が講じられているか検証します
3. 法令、定款、規程等に準拠した事業推進が図られているか検証します

●令和3年度総合施設整備計画

施設名等	整備分類	根拠
精米工場	閉鎖	事業廃止による収支改善
販売・購買業務電算システム	更新	業務の効率化への対応
グリーンセンターPOSレジ	更新	老朽化への対応
カントリーエレベーター粉摺機・粗選機	更新	老朽化への対応
やすらぎ会館ごゆ	閉鎖	閉館による収支改善

(注) 整備案作成の進捗状況等の諸条件により計画を変更する場合があります。

令和3年度総合財務計画

(令和4年3月31日基準)

(単位：千円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	346,615,000	1. 信 用 事 業 負 債	337,120,000
(1) 現 金	600,000	(1) 貯 金	335,400,000
(2) 預 金	255,801,000	(2) 借 入 金	620,000
系 統 預 金	255,801,000	(3) その他の信用事業負債	1,100,000
(3) 有 価 証 券	21,950,000	未 払 費 用	100,000
(4) 貸 出 金	66,800,000	そ の 他 の 負 債	1,000,000
(5) その他の信用事業資産	1,789,000	2. 共 済 事 業 負 債	883,000
未 収 収 益	1,739,000	(1) 共 済 資 金	430,000
そ の 他 の 資 産	50,000	(2) 未経過共済付加収入	440,000
(6) 貸 倒 引 当 金	△325,000	(3) 共 済 未 払 費 用	12,000
2. 共 済 事 業 資 産	26,000	(4) その他の共済事業負債	1,000
(1) その他共済事業資産	26,000	3. 経 済 事 業 負 債	687,000
3. 経 済 事 業 資 産	1,537,000	(1) 経 済 事 業 未 払 金	600,000
(1) 経 済 事 業 未 収 金	1,408,000	(2) 経 済 受 託 債 務	83,000
(2) 経 済 受 託 債 権	12,000	(3) その他の経済事業負債	4,000
(3) 棚 卸 資 産	231,000	4. 雑 負 債	535,000
繰 越 購 買 品	221,000	5. 諸 引 当 金	1,991,000
その他の棚卸資産	10,000	(1) 賞 与 引 当 金	347,000
(4) その他の経済事業資産	46,000	(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,160,000
(5) 貸 倒 引 当 金	△160,000	(3) 役員退職慰労引当金	31,000
4. 雑 資 産	556,000	(4) ポ イ ン ト 引 当 金	95,000
5. 固 定 資 産	6,691,000	(5) 特例業務負担金引当金	358,000
(1) 有 形 固 定 資 産	6,609,000	負 債 の 部 合 計	341,216,000
減 価 償 却 資 産	11,896,000	(純 資 産 の 部)	
土 地	3,697,000	1. 組 合 員 資 本	24,544,000
減 価 償 却 累 計 額	△8,984,000	(1) 出 資 金	1,403,800
(2) 無 形 固 定 資 産	82,000	(2) 資 本 準 備 金	1,200
6. 外 部 出 資	10,290,000	(3) 利 益 剰 余 金	23,142,000
系 統 出 資	10,200,000	利 益 準 備 金	5,662,400
系 統 外 出 資	80,000	その他の利益剰余金	17,479,600
子 会 社 等 出 資	10,000	任 意 積 立 金	16,301,800
7. 繰 延 税 金 資 産	430,000	当期末処分剰余金	1,177,800
		(うち当期剰余金)	457,800
		(4) 処 分 未 済 持 分	△3,000
		2. 評 価 ・ 換 算 差 額 金	385,000
		(1) その他有価証券評価差額金	385,000
		純 資 産 の 部 合 計	24,929,000
資 産 の 部 合 計	366,145,000	負債及び純資産の部合計	366,145,000

令和3年度総合損益計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	4,817,400	(7) 販売事業収益	1,264,400
(1) 信用事業収益	2,566,400	販売手数料	337,600
資産運用収益	2,447,000	販売品販売高(買取)	697,300
(うち預金利息)	1,650,000	その他の収益	229,500
(うち有価証券利息)	149,000	(8) 販売事業費用	659,500
(うち貸出金利息)	578,000	販売品受入高(買取)	552,900
(うちその他受入利息)	70,000	その他の費用	106,600
役務取引等収益	79,400	販売事業総利益	604,900
その他事業直接収益	20,000	(9) 保管事業収益	1,000
その他経常収益	20,000	保管事業総利益	1,000
(2) 信用事業費用	343,500	(10) 利用事業収益	200,000
資金調達費用	153,400	(11) 利用事業費用	85,000
(うち貯金利息)	140,000	利用事業総利益	115,000
(うち給付補填備金繰入)	5,000	(12) 宅地等供給事業収益	31,900
(うち借入金利息)	1,100	(13) 宅地等供給事業費用	100
(うちその他支払利息)	7,300	宅地等供給事業総利益	31,800
役務取引等費用	23,200	(14) その他の事業収益	292,900
その他事業直接費用	121,800	(15) その他の事業費用	57,400
その他経常費用	45,100	その他の事業総利益	235,500
信用事業総利益	2,222,900	(16) 指導事業収入	13,000
(3) 共済事業収益	1,093,000	(17) 指導事業支出	148,200
共済付加収入	1,040,000	指導事業収支差額	△135,200
その他の収益	53,000	2. 事業管理費	4,453,100
(4) 共済事業費用	49,200	(1) 人件費	3,013,800
共済推進費	32,000	(2) 業務費	590,800
その他の費用	17,200	(3) 諸税負担金	160,000
共済事業総利益	1,043,800	(4) 施設費	674,000
(5) 購買事業収益	4,504,050	(5) その他の事業管理費	14,500
購買品供給高	4,456,700	事業利益	364,300
購買手数料	13,030	3. 事業外収益	303,000
その他の収益	34,320	4. 事業外費用	69,500
(6) 購買事業費用	3,806,350	経常利益	597,800
購買品供給原価	3,711,400	5. 特別利益	—
その他の費用	94,950	6. 特別損失	20,000
購買事業総利益	697,700	税引前当期利益	577,800
		法人税・住民税及び事業税	110,000
		法人税等調整額	10,000
		法人税等合計	120,000
		当期剰余金	457,800
		当期首繰越剰余金	40,000
		施設整備積立金取崩額	550,000
		地域農業振興積立金取崩額	120,000
		税効果調整積立金取崩額	10,000
		当期末処分剰余金	1,177,800

報告事項2

J Aバンク基本方針の一部変更について

J Aバンク基本方針については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、J Aバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、J Aバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和3年3月18日開催の農林中金臨時総代会において、J Aバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJ Aバンク基本方針を次のとおり報告する。

（１）主な変更内容

① 重大な経営問題・不祥事への厳正対処

ア レベル格付指定を受けたJ A・信連は、農林中金が行うガバナンスの有効性調査に応じることであり、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組むことが追加された。

イ 前項アの調査結果を踏まえ、ガバナンスの再構築に取り組むJ A・信連は、自らが必要とする場合に、農林中金（J Aバンク中央本部）に対して外部からの役員等人材派遣を要請することができる取扱いが追加された。

② 信連役員不祥事等にかかわる対応

信連のレベル格付指定基準を見直すとともに、信連によるJ A指導の継続が困難と認められる場合の取扱いが追加された。

（２）変更後のJ Aバンク基本方針（本文）

変更後のJ Aバンク基本方針は、次のとおりである。

「J Aバンク基本方針」

I「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 J A・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 経営破綻を未然に防止するため、問題の早期発見により経営改善を行うとともに、経営改善が困難な場合には、速やかに組織統合を行う。
- 5 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
 - (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク県本部」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するように指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。ただし、信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
- （注）信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。

3 中央会との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJ Aから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJ Aから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

III「J Aバンク会員」の責務

1 J Aバンクの一体的な事業運営

J A・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、J Aバンクの総合的戦略に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) J A・信連は、J Aバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) J A・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJ Aバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) J A・信連は、法令等を遵守した適切な金融商品・サービスを提供するため、別途定める国債窓販業務取扱要綱および系統投信窓販業務取扱要綱を遵守する。

2 J Aバンク全体の安全・効率運用の確保

J A・信連は、J Aバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、J Aは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) J A・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) J A・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) J A・信連は、J Aバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
 - (2) 本方針に定める基準に該当するJ Aは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
 - (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

（注）資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するＪＡ・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

- (2) この場合、ＪＡ・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

（注）(1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) ＪＡバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、ＪＡ・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、ＪＡは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

- (2) この場合、ＪＡ・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったＪＡは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

（注）(1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

- (2) (1)に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

（注）(2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するＪＡ（以下「再編成希望ＪＡ」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
 - (2) この場合、ＪＡが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
 - (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったＪＡは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
- (注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源抛出

- (1) ＪＡ・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源抛出等を行う。
- (2) この抛出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「ＪＡバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「ＪＡバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「ＪＡバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「ＪＡバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

ＪＡバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、ＪＡバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、ＪＡバンク会員の経営状況等を踏まえ、ＪＡバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

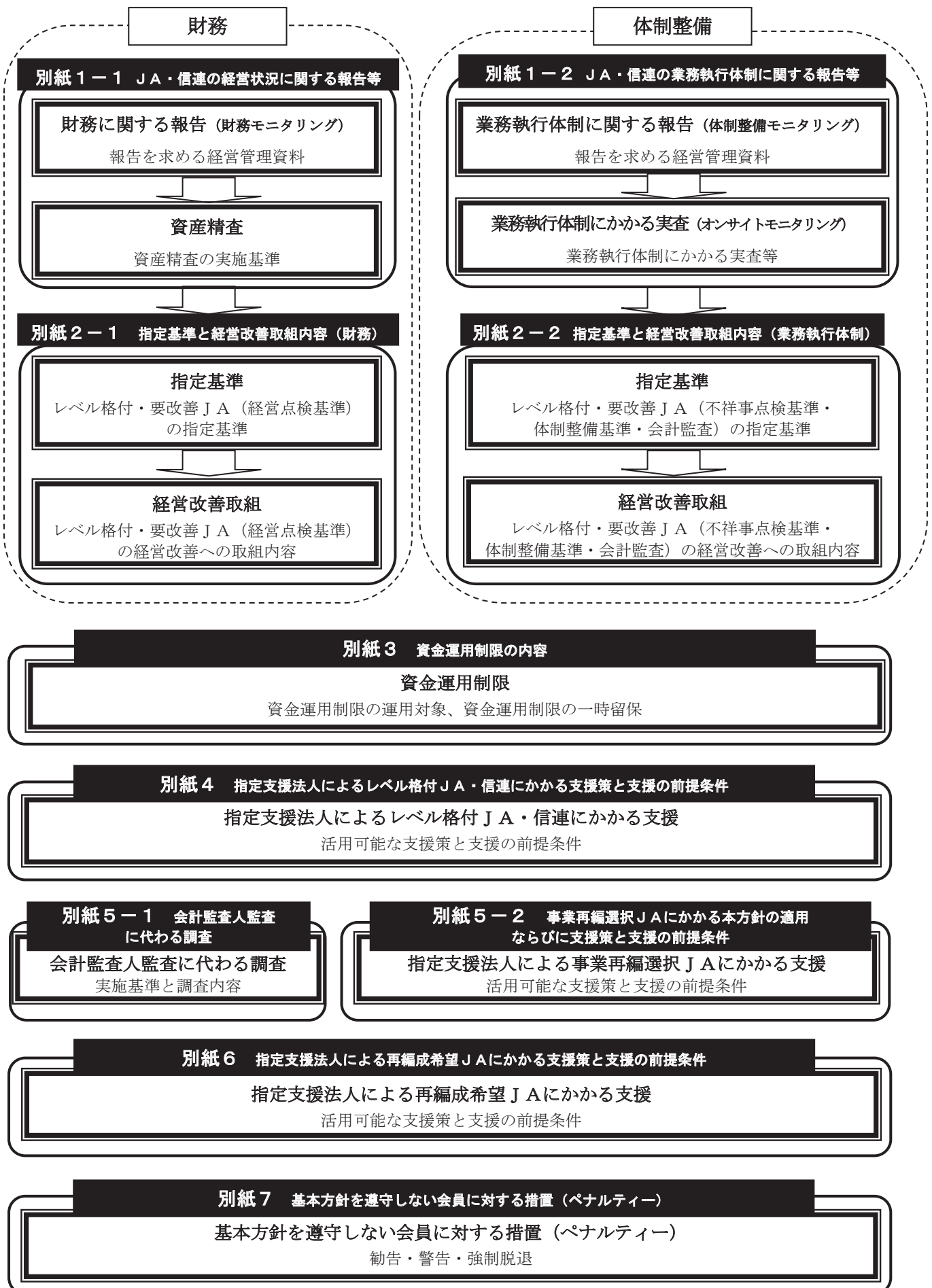
- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1、3-3**の自力再建型資本注入を受けたJ Aにかかる基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJ Aバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJ Aバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJ A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJ A・信連の経営状況の報告より適用する。
- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の要改善J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の要改善J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2-1**の要改善J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善J A（経営点検基準）に指定を受けているJ Aには「指定後2年経過」を「1年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成26年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。
- 13 平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年4月1日）より適用する。
- 14 平成30年3月16日付一部変更に伴う、Ⅲの7、**別紙1-1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙1-2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**の指定基準ならびに**別紙5-1**については、平成31事業年度より適用する。

- 15 平成30年3月16日付一部変更に伴う、**別紙4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成30年3月16日時点で既にレベル1、2の指定を受けているJAには「指定後1年以内」を「平成31年3月16日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成30事業年度または平成31事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年5月31日までに農林中金に報告したJA（レベル格付の指定を受けているJAを除く。以下「事業再編選択JA」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙5-2**による。
- 17 **別紙2-2**にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたJAのレベル格付指定までの猶予期間は、JAバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの3、Ⅲの3、**別紙1-1**、**別紙1-2**の中央会等との連携およびJA全国監査機構監査にかかる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以 上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
通期実績	○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報	
	○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報	
	○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA）	
	○ 決算速報（信連）	
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報	
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（JA）	
その他経営状況に関する事項		
指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。		
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告		
JA・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。		

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合

○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合

○別紙2-1に定める要改善JAの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合

○以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める)
	(4) 大口与信先への与信(JAに限り適用)	
	(5) 非保全債権(大口与信先のうち要管理先以下) 考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率(JAに限り適用)	15%以上 (JAバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる)
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める)
	(2) 他部門運用(JAに限り適用)	

○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合

➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合

➤ 行政検査を拒否した場合

J A ・ 信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A ・ 信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J A は信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況 ○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等 行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等 不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善 J A 制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人 ○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- （1）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定した J A ・ 信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

- （2）J A は、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2－1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1－1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1－1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレストテスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1・2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合
	体制整備	○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1 - 2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1 - 2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2－1・2－2により、レベル格付に指定されたJ A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 J A

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 3	貸出	・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 3	○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、J Aにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J Aバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 (レベル 1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1～2)	○自己資本比率 4 % 超 10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 %以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1～3)	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は５年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後１年以内に決定すること ○破綻処理３原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理３原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が８％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受ける方針および破綻処理３原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後１年以内に受けること ・破綻処理３原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1～3)	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の５０％以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その５０％以上を指定支援法人に納付 ○期間：１０年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1～2)		

※ 一部事業譲渡型：ＪＡにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについてはＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ ＪＡバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク 健全化要綱において定める。

別紙５－２

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１ 本方針の適用

（１）事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７（２）および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７（２）	（１）に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、 ----- 当該定款の定めを設けるまでの間	（１）に該当しない事業再編選択ＪＡは、 ----- 事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 内部管理態勢の有効性の検証 ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 事業再編の進捗状況の確認

（２）別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２ 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 （以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議	支援の前提条件
資金贈与 （費用助成）	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間で上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

１ 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望ＪＡ	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

２ 支援の前提条件等

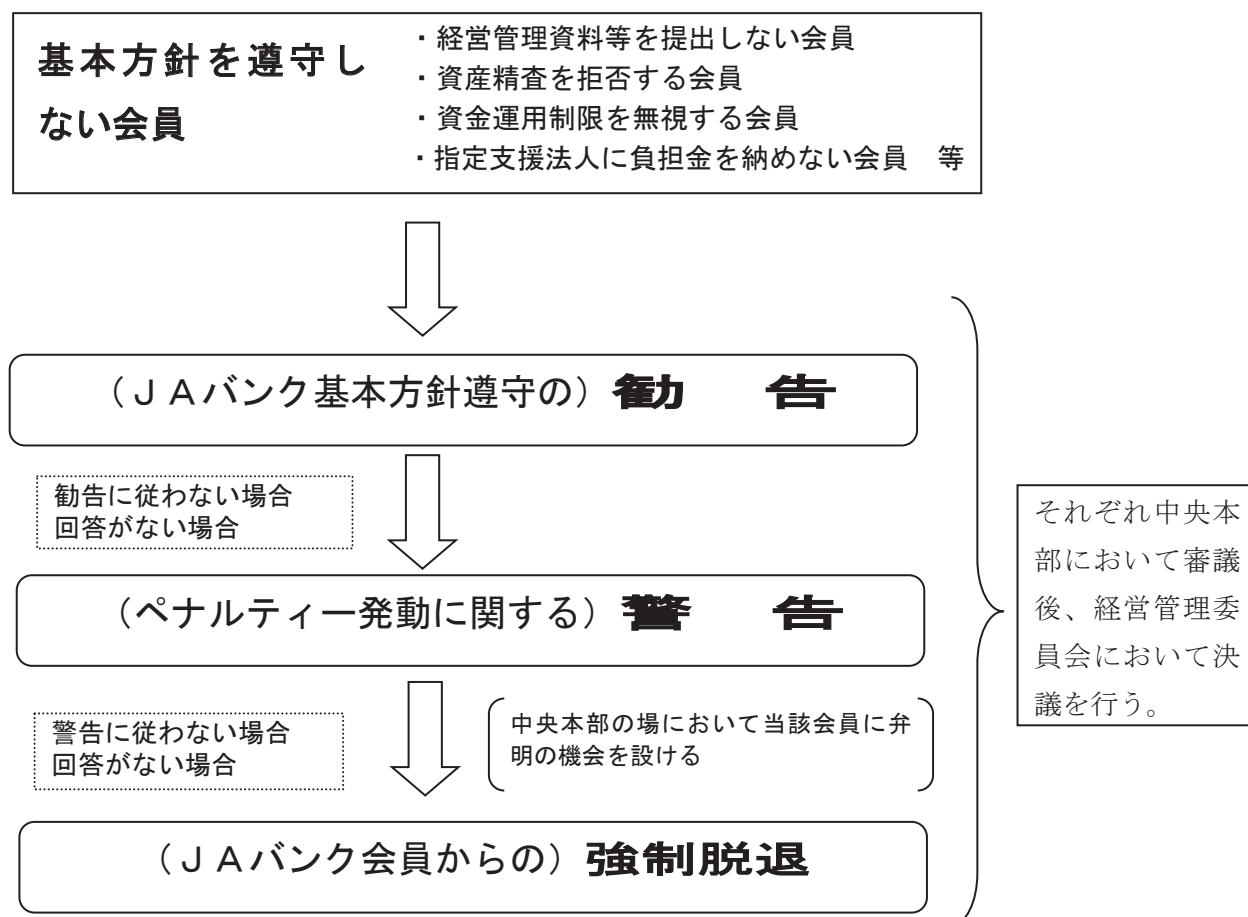
支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：ＪＡ信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：１０年以内 ○利子補給率：１％以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたＪＡ信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：１０年以内 ○保証割合：１００％以内 ○保証料率：０．１％以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は５年間を上限）	
損害担保	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の８０％以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その８０％以上を指定支援法人に納付 ○期間：１０年以内	

・支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
○ Iの1、2、4および5 ○ IIIの1 ○ IIIの5および6、別紙2－1、別紙2－2 ならびに別紙4 ○ IIIの8および別紙6 ○ IIIの9 ○ 附則16および別紙5－2	農林中金とみなして適用する。
○ Iの3 ○ IIIの2（(3)を除く）	信連とみなして適用する。
○ IV	J Aバンク会員とみなして適用する。

JA 綱領

—わたしたち JA のめざすもの—

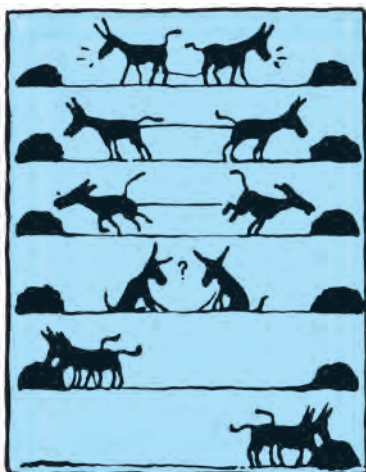
わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JA への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

COOPERATION!



「協同」とは……？

この絵は、
お互いがおいしいものとびつこうとしました。
でも、行き先・心もバラバラ。
どうもうまくいきません。
心をあわせ、力をあわせ……。
ホラッ、ごらんのとおり——
《協同》とは、こういうことなのです。
力を心をあわせることの大切さを教えています。



JAひまわり

ひまわり農業協同組合

〒442-8517 豊川市諏訪1丁目1番地 TEL(0533)85-3171(代)